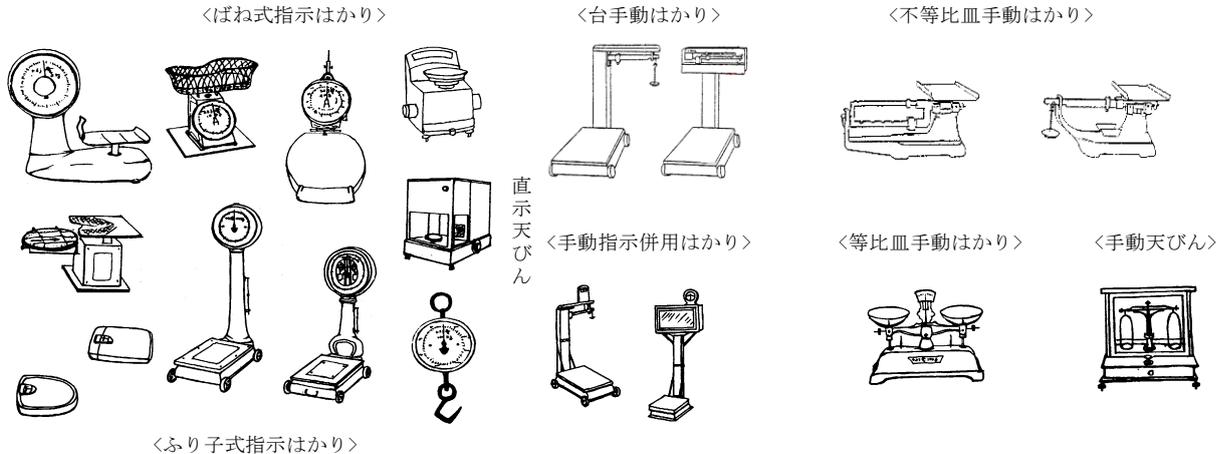


# 特定計量器定期検査手数料一覧表（平成24年4月1日改定）

「手数料の消費税は、非課税です。」

## 機械式はかり

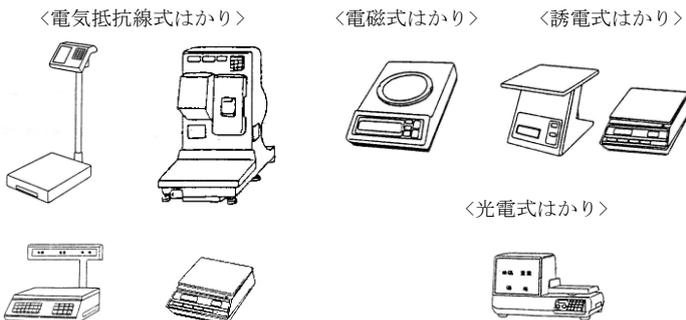


### 機械式はかりの検査手数料

能力	手数料	能力	手数料
100kg以下	700円	10t以下	13,000円
250kg以下	1,100円	20t以下	19,000円
500kg以下	1,700円	30t以下	25,000円
1t以下	2,700円	40t以下	29,000円
2t以下	4,600円	50t以下	41,000円
5t以下	8,300円	50t超え	70,000円

最小目盛ひょう量  $\frac{1}{10,000}$  のはかりは上記の手数料額の2倍となります。

## 電気式はかり



### 電気式はかりの検査手数料

100kg以下	1,800円
250kg以下	2,400円
500kg以下	2,600円
500kg超え	4,000円
1t超え	機械式と同じ

最小目盛ひょう量  $\frac{1}{10,000}$  のはかりは上記の手数料額の2倍となります。

## 定期検査が免除される期間

証印の種類	だれが、いつ付すか	種類の区切り	種類	能力	免除期間
検定証印 30.8	計量検定所が検定を行って合格したはかりに付す。	機械式	台手動はかり	3tを超える	検定証印等に付された年月から1年
			指示はかり (ばね式で懸垂式のを除く)	1t以上	
基準適合証印 30.8	指定製造事業者が、自社検査を行い基準に適合したはかりに付す。	機械式	台手動はかり	3t以下	平成31年3月以前の検定証印等の年月が付されたものは一律3年
			ばね式指示はかり(懸垂式)	1t未満	
		電気式	電気式はかり(懸垂式を除く)	3t以下	平成31年4月以降の検定証印等の年月が付されたものは一律1年
			電気式はかり(懸垂式)	3t以下	

## 領収書におけるはかりの種類表記について

特定計量器定期検査手数料は、帯広市手数料条例に基づき納付していただきますが、領収事務の効率化と公正化のため、ハンディーコンピューターを使用しています。  
つきましては、領収書の大きさの制約から、はかりの種類を略して表記しています。